

平成十三年総務省令第五十四号

原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法第十条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令

原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法（平成十二年法律第百四十八号）第十条の規定に基づき、原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法第十条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令を次のように定める。

（法第十条に規定する総務省令で定める場合）

第一条 原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法（以下「法」という。）第十条に規定する総務省令で定める場合は、次の各号に掲げる税目の区分に応じ、当該各号に定める場合とする。

一 事業税 法第三条第三項の規定による公示の日（以下「公示日」という。）から令和七年三月三十一日までの間に、製造の事業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業又は卸売業（次条第一項において「製造業等」という。）の用に供する設備（二の生産設備（ガスの製造又は発電に係る設備を含む。）であつて、これを構成する減価償却資産（所得税法施行令（昭和四十年政令第九十六号）第六条第一号から第七号まで又は法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）第十三条第一号から第七号までに掲げるものに限る。以下同じ。）の取得価額の合計額が二千七百万円を超え、かつ、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業又は卸売業の用に供するものにあつては、これらをそれぞれその事業の用に供したことに伴つて増加する雇用者（日々雇入れられる者を除く。）の数が十五人を超えるものに限るものとし、法第二条に規定する原子力発電施設等に係るものを除く。）を構成する減価償却資産のうち次に次項に規定する対象設備を含むものを新設し、又は増設した者（以下「対象設備設置者」という。）について、当該設備の所在する都道府県が、当該設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後の各年又は各事業年度の所得金額（当該都道府県において課する事業税の課税標準額となるものをいう。）のうち次条の規定により当該設備に係るものとして計算した額に対して課する事業税について不均一課税をすることとしている場合は、その取得の日の翌日から起算して一年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があつた場合における当該土地の取得に限る。）に対して課する不動産取得税について不均一課税をすることとしている場合

二 不動産取得税 対象設備設置者について、当該新設し、又は増設した次項に規定する対象設備（倉庫業の用に供するものを除く。）である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地（公示日以後において取得したものに限る。かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して一年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があつた場合における当該土地に限る。）に対して課する固定資産税について不均一課税をすることとしている場合

2 対象設備は、機械及び装置並びに工場用の建物及びその附属設備並びに次の各号に掲げる事業の区分に応じ当該各号に定める建物及びその附属設備とする。

- 一 道路貨物運送業 車庫用、作業場用又は倉庫用の建物
- 二 倉庫業、こん包業及び卸売業 作業場用又は倉庫用の建物

（対象設備に係る所得金額等の計算方法）

第二条 前条第一項第一号の当該設備に係るものとして計算した額は、次の各号に掲げる区分ごとにそれぞれ当該各号に定める算式によつて計算した額とする。

一 その行う主たる事業が電気供給業（電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条第一項第二号に規定する小売電気事業（これに準ずるものを含む。）を除く。以下この号において同じ。）

、ガス供給業又は倉庫業の法人の場合

当該都道府県において当該法人に課する事業税の課税標準となるべき当該事業年度に係る所得×（当該新設し、又は増設した設備に係る固定資産の価額／当該設備を新設し、又は増設した者が当該都道府県内に有する事務所又は事業所の固定資産の価額（主たる事業が電気供給業又はガス供給業の法人にあつては当該固定資産の価額のうち製造業等の用に供する設備に係る固定資産の価額）

二 前号以外の場合

当該都道府県において当該法人又は個人に課する事業税の課税標準となるべき当該事業年度又は当該年に係る所得×（当該新設し、又は増設した設備に係る従業者の数／当該設備を新設し、又は増設した者が当該都道府県内に有する事務所又は事業所の従業者の数）

2 鉄道事業又は軌道事業（以下「鉄軌道事業」という。）とこれらの事業以外の事業を併せて行う法人については、当該鉄軌道事業以外の事業に係る部分について前項の規定を適用する。

3 第一項の固定資産の価額及び従業者の数並びに前項の鉄軌道事業以外の事業に係る部分の所得の算定については、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七十二条の四十八第四項から第六項まで、第十一項及び第十二項並びに第七十二条の五十四第二項に規定する事業税の分割基準及び所得の算定の例による。

附 則 この省令は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則 （平成一五年三月三一日総務省令第五九号）抄

（施行期日）

1 この省令は、平成十五年四月一日から施行する。

（経過措置）

8 第九条の規定による改正後の原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法第十条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令第一条の規定は、施行日以後に新設され、又は増設される設備について適用し、施行日前に新設され、又は増設された設備については、なお従前の例による。

附 則 （平成一七年三月三一日総務省令第六四号）抄

（施行期日）

1 この省令は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則 （平成一九年三月三〇日総務省令第四七号）抄

1 (施行期日)
この省令は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則 (平成二十一年三月三十一日総務省令第四〇号) 抄

(施行期日)

1 この省令は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則 (平成二十三年三月三十一日総務省令第二五号)

この省令は、平成二十三年四月一日から施行する。

附 則 (平成二十五年三月三十一日総務省令第三八号) 抄

(施行期日)

1 この省令は、平成二十五年四月一日から施行する。

附 則 (平成二十七年三月三十一日総務省令第三九号) 抄

(施行期日)

1 この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。

附 則 (平成二十九年三月三十一日総務省令第二八号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、第二条中離島振興法第二十条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令第三条の改正規定、第四条中半島振興法第十七条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令第二条の改正規定、第五条中奄美群島振興開発特別措置法第三十八条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令第二条の改正規定、第六条中過疎地域自立促進特別措置法第三十一条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令第二条の改正規定(情報通信技術利用事業(法第三十条に規定する情報通信技術利用事業をいう。)用)を「農林水産物等販売業(法第三十条に規定する農林水産物等販売業をいう。)用」に改める部分を除く。)、第七条中原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法第十条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令第二条の改正規定、第八条中沖縄振興特別措置法第九条等の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令第七条の改正規定、第十条中東日本大震災復興特別区域法第四十三条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令第二条の改正規定、第十一条の規定及び第十二条中地域再生法第十七条の六の地方公共団体等を定める省令第三条の改正規定は、地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律(平成二十九年法律第二号) 附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日(次条において「地方税法改正法施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

第二条 第二条の規定による改正後の離島振興法第二十条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令第三条の規定、第四条の規定による改正後の半島振興法第十七条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令第二条の規定、第五条の規定による改正後の奄美群島振興開発特別措置法第三十八条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令第二条の規定、第六条の規定による改正後の過疎地域自立促進特別措置法第三十一条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令(次条において「新過疎省令」という。)、第二条の規定(同条第一項第一号の算式に係る部分を除く。)、第七条の規定による改正後の原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法第十条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令第二条の規定、第八条の規定による改正後の沖縄振興特別措置法第九条等の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令(附則第四条において「新沖縄省令」という。)、第七条の規定、第十条の規定による改正後の東日本大震災復興特別区域法第四十三条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令第二条の規定、第十一条の規定による改正後の福島復興再生特別措置法第二十六条及び第三十八条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令第三条の規定並びに第十二条の規定による改正後の地域再生法第十七条の六の地方公共団体等を定める省令(附則第五条において「新地域再生省令」という。)、第三条の規定は、地方税法改正法施行日以後に新設され、又は増設される施設又は設備について適用し、地方税法改正法施行日前に新設され、又は増設された施設又は設備については、なお従前の例による。

附 則 (平成三十一年三月三十一日総務省令第四四号)

この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

附 則 (令和三年三月三十一日総務省令第三二号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、令和三年四月一日から施行する。

附 則 (令和五年三月三十一日総務省令第二六号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、令和五年四月一日から施行する。